次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事
・ＮＡＴＭ工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が55㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長700m以上のトンネル工事の施工実績を有すること。
なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。
また、施工延長については掘削延長、覆工延長ともに700m以上のものとする。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。
３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。
８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　7(1)１）の認定（7(1)１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7(1)１）の認定を受けていない構成員が7(1)１）の認定を受けることが必要である。
なお、この場合において、7(1)１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに7(1)１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が7(1)２）の条件に満たないとき又は7(1)１）の一般競争参加資格がないとの認定（7(1)１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
また、当該工事の開札の時までに、構成員が7(1)１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
９　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。
ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、
Ａ　「令和４－７年度　桑野道路長生・明谷トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」
Ｂ　「令和４－６年度　南環僧津山トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑶　「令和４－７年度　桑野道路長生・明谷トンネル工事【A】」及び「令和４－６年度　南環僧津山トンネル工事【B】」は一括して公告し、審査を実施する試行対象工事であるが、特定建設工事共同企業体としての資格を得るための申請は、当該対象工事のすべてにそれぞれ申請を行わなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品等の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和４年９月22日
支出負担行為担当官
国税庁長官官房会計課長　奈良井　功
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量　令和５年度国税総合管理システムに係る技術的支援業務の委託　一式
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和４年10月20日17時00分
⑵　提出先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１　東受付室内入札説明室（郵送の場合は下記５）
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和４年10月20日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ
ただし、仕様書案は「政府電子調達システム」を利用して入手することができる。
４　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　令和４年10月５日13時30分
⑵　開催場所　国税庁第５会議室
５　問い合わせ先　国税庁長官官房会計課契約第一係　田中　和佳　電話03―3581―4161　内線3644
６　Summary No, 1
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be required : Technical support for NTA Comprehensive Information Management System 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　20 October 2022.
⑷　Contact point for the notice : TANAKA Waka Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3644

○第２号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量　令和５年度国税電子申告・納税システム（e-Tax）に係る運用支援業務の委託　一式
２　意見の提出方法　第１号に同じ
３　仕様書案の交付　第１号に同じ
４　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　令和４年10月５日14時15分
⑵　開催場所　国税庁第５会議室
５　問い合わせ先　第１号に同じ
６　Summary No, 2
⑴　The same with the notice above (No, 1)
⑵　Nature and quantity of the products to be required : Support of Electronic National Tax Filing and Payment System (e-Tax) management and operation 1 set
⑶　The same with the notice above (No, 1)
⑷　The same with the notice above (No, 1)

○第３号

１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等特定役務及び数量　令和５年度免税販売管理システムに係る運用支援業務の委託　一式
２　意見の提出方法　第１号に同じ
３　仕様書案の交付　第１号に同じ
４　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　令和４年10月５日15時00分
⑵　開催場所　国税庁第５会議室
５　問い合わせ先　第１号に同じ
６　Summary No, 3
⑴　The same with the notice above (No, 1)
⑵　Nature and quantity of the products to be required : Support of tax-free sales management System, 1 set
⑶　The same with the notice above (No, 1)
⑷　The same with the notice above (No, 1)